## 情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析業務の委託について (業務の追加等)

内容は別紙のとおり

条例の根拠

## 【諮問】

◇第17条第1項第4号(外部電子計算機との結合)

## 【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:健康部健康づくり課)

# 事業の概要

※ 下線は、本年度前回本審議会から修正した内容(以下同じ。)

## ※ 太字は、前年度本審議会以前に承認・了承されたものから修正した内容(以下同じ。)

	<u>『年度本番議会以前に承認・了承されたものから修止した内容(以下同じ。)</u> 「
事業名 	特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析
担当課	健康づくり課
目的	特定健康診査等の実施率向上及び区民の健康増進のため
対象者	4 0歳以上の国民健康保険加入者のうち区が行う特定健康診査の未受診者
事業内容	1 本年度前回本審議会付議内容の修正(追記) 新宿区では、特定健康診査(※1)等の実施率向上のため、平成20年度より特定健康診査未受診者に対して下記の勧奨事業を実施している(業務委託の実施は平成21年度から)。 平成29年度より、さらなる実施率向上のため、電話勧奨では接触することができない特定健康診査未受診者に対して「訪問勧奨」を行う。 平成29年度の対象は、電話で勧奨ができなかった60歳以上の区民、約4,800人で、訪問時期は1月上旬を予定している。内容は健康診査の受診勧奨、人間ドック及び事業主健診等(以下「人間ドック等」という)の結果提出協力の依頼で、不在の場合は不在票の投函により受診勧奨を行う(資料35-1)。結果協力の依頼に際しては、積極的に受診確認は行わず、当該制度があることについての案内に留める。 委託業者は、電話勧奨及び訪問勧奨において、人間ドック等の結果提出の依頼のみ行い、人間ドック等の結果の収集は、委託業者が結果提出を依頼する際に、区発行の依頼文とあて先が新宿区となっている返信用封筒を渡し、郵送してもらうことにより、区が収集する。区は提出された人間ドック等の結果について、区実施の特定健康診査結果と同様のデータとして扱い、特定健康診査等実施率に含める(高齢者の医療の確保に関する法律第20条)。 また、提出の結果、特定保健指導(※2)等の対象となった場合には特定保健指導を実施し、区民の健康増進を図る。  「勧奨事業」特定健康診査は6月から開始し、7月末までの未受診の者に対し、9月から受診勧奨等事業を行っている。  ・ 上記対象者に対して、個別勧奨通知を発送する(区が実施)。約49,000人。9月中旬。
	・ 上記対象者のうち、毎年継続受診をしているものを除く、電話番号を把握している 者に、個別電話勧奨、受診意向及び要望調査、未受診理由の聴取、 <b>人間ドック等受診</b> <b>者に対する健診結果提出協力の依頼</b> 等について架電業務を行う(資料35-1)。

約30,000人。9月下旬~1月末。

- ・ 受診勧奨周知(広報しんじゅく、ホームページ及び個別受診勧奨通知)に対する問合せ電話の受電業務も同時に行う(資料35-1)。 約1,800人。9月下旬~1月末。
- ・ <u>電話で勧奨ができなかった60歳以上の区民に対して、訪問勧奨訪を行う。</u>約4,800人。1月上旬~1月末。
- 勧奨業務終了後、電話勧奨を行った集団の受診率について効果分析をし、区へ報告する(資料35-1)。
   約30,000人。2月~3月。
- ※ 上記対象者数については、平成29年度見込み
- ※1 特定健康診査…高齢者の医療の確保に関する法律<u>第18条に基づき行われるもので、</u>平成20年度より40~74歳の国民健康保険加入者を対象として、全国の市区町村で導入された健康診断のこと。
- ※2 特定保健指導…特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活 習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる者に対して、専門スタッ フ (保健師、管理栄養士など) が生活習慣を見直すサポートをすること。

#### 2 人間ドッグ等の健診結果に関わる本審議会での報告について

平成20年度より導入された特定健康診査・特定保健指導の実施、管理、勧奨等においては、平成19年度第7回審議会での「特定健康診査・特定保健指導の実施について」、平成21年度第3回「特定健康診査対象者に対する勧奨通知・電話勧奨等及び勧奨効果分析委託について」、平成24年度第5回「特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務の委託等について」等で随時報告を行ってきた(資料35-3)。

<u>上記報告において人間ドック等の結果提出者の取扱いについて、説明内容が十分でなか</u>った点があったため、本審議会において、諮問・報告を行う。

## <u>件名</u>特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析業務の委託に ついて(業務の追加)

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定健康診査対象者に対する電話勧奨等及び勧奨効果分析
委託先	りらいあコミュニケーションズ株式会社(プライバシーマーク及び ISO27001 取得済み)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	<ul> <li>《委託先に提供する項目》</li> <li>・電話勧奨対象者及び訪問勧奨対象者 郵便番号、漢字住所、住所方書、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号、お問い合わせ番号</li> <li>・事業効果分析対象者 健康診査受診者の受診日、お問い合わせ番号、生年月日、性別 《委託先に収集させる項目》</li> <li>・受診勧奨等に対する問合せの電話対応 郵便番号、漢字住所、住所方書、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、電話番号、お問い合わせ番号</li> </ul>
処理させる情報項目の記 録媒体	紙及び電磁的媒体(システム、CD-R)
委託理由	1 訪問勧奨の実施想定規模が、約4,800人までに及ぶこと、上記委託 先は他自治体でも訪問勧奨実績が豊富なためノウハウの蓄積があり、訪問 勧奨業務を効率的に実施することができる。 2 現行「個別電話勧奨業務」の受託先でもある。「個別電話勧奨業務」と新 規「訪問勧奨業務」の情報項目が同一であるため、上記委託先が新規「訪 問勧奨業務」も合わせて実施することにより、訪問勧奨の対象者情報を一 元管理できる。なお、上記委託先は、プロポーザル選定において採用され た。
委託の内容	<ul> <li>個別電話勧奨</li> <li>訪問勧奨(毎年1月)</li> <li>人間ドック等の結果提出の依頼</li> <li>事業効果分析(分析結果を紙及び電磁的媒体により納品)</li> <li>受診勧奨周知に対する問合せの電話対応</li> </ul>
委託の開始時期及び期限	<ul> <li>個別電話勧奨、事業効果分析、受診勧奨周知に対する問合せの電話対応は、平成29年9月25日から平成30年3月31日まで</li> <li>訪問勧奨は、平成30年1月上旬から平成30年1月31日まで</li> <li>人間ドック等の結果提出の依頼は、本審議会で了承後から平成30年1月31日まで</li> <li>バずれも、次年度以降も、同様の業務委託を行う。</li> </ul>
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、「特記事項(別紙1)」を付す。 2 委託にあたり区が上記委託先に提供した情報は返却させる。 3 委託業者が訪問リストを作成する際に内容の確認を行う。 4 区職員が、必要に応じ、立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 5 人間ドック等については、委託業者に結果提出の依頼のみを行わせ、データの収集は区が直接行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、ファイルサーバーへのアクセスの個人毎の制限等。 4 委託に当たり提供し、及び委託先が収集した個人情報データは随時返却させ、電子計算機に記録された個人情報は委託業務終了後消去させる。 5 訪問リストの配布枚数等の管理を徹底するため、訪問開始時と終了時の授受簿をつける。 6 訪問時、鞄を肩からたすき掛けする、バックと体をチェーンでつなげる、自転車のかごに防犯ネットをつける等の物理的対策を講じる。 7 2人体制で、各々が個人を識別できない名簿を持ち、両者が突合することで、個人が識別できるようにする。 8 訪問時、人間ドック等の結果提出依頼にあたり区民に対し利用目的を明示する。

# 特記事項

#### (基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

#### (秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

#### (適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

#### (本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、 本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

#### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

#### (持ち出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

#### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、 若しくは使用させてはならない。

#### (適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

#### (複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子 計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### (個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### (業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。 (監査)
- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### (従事者に対する教育)

16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施する とともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### (事故発生時等における報告)

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (公表)

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

#### (損害の賠償)

19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

# 件名 特定健康診査・特定保健指導のデータ管理及び費用決済のための電子計算機の外部結合について(情報項目の追加)

保有課 (担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定健康診査・特定保健指導
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	【特定健康診査実施年度中に40歳から74歳になる国民健康保険加入者で新宿区特定健康診査受診者、人間ドック等の結果を提出した者に係る情報項目】 健診結果、問診結果、保健指導結果、受診券整理番号、利用券整理番号、特定保健指導区分及び別紙2のとおり (区実施の健康診査受診者の結合については平成19年度第7回本審議会で承認済)
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という)
結合する理由	特定健康診査・特定保健指導(以下「特定健診等」という。)のデータの提出については、国の指定する標準的な電子的データファイルで報告するよう、告示等で定められており、特別区は、国民健康保険中央会が開発し国保連が運用管理する、特定健診等データ管理システムを使用しデータ管理及び費用決済を行う。 国保連のサーバーと区の専用パソコンと結合して、継続的な特定健診等の結果確認及び結果分析等を行うことにより、効果的かつ効率的な特定健診等データ管理及び費用決済を行い、特定健診等の実施の円滑化及び区民の健康増進に資するため。また新宿区特定健康診査受診者だけでなく人間ドック等の結果を提出した者についても同様の処理が必要なため。
結合の形態	区と国保連との間を、既設の画像レセプト情報管理システムの結合に利用している地理的に離れたLAN間などをイーサネットインターフェースで接続する技術もしくは電気通信役務である広域イーサネットによって結合を行う。
結合の開始時期と期間	平成20年3月から(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティ規則・対策基準」を遵守し、以下の措置を講ずる。  1 送信する交換情報ファイルは、暗号化する。  2 システムについては、不正なアクセスを防ぐファイアウォールを設ける。またウィルス対策ソフトを導入して、システム及びデータの保護を図る。  3 システム用端末は盗難・紛失・不正利用を防ぐため、施錠できるラックに保管または、盗難防止チェーンにより施錠する。  4 インターネットや庁内LANとの結合は行わない。  5 システムの起動については、ユーザ I D・パスワード等で確認措置をとり担当職員以外の者による起動はできないものとする。  6 システムを操作する職員には、個人情報の保護及び管理を十分認識するよう指導する。

# 件名 特定健康診査・特定保健指導のデータ管理及び費用決済処理委託について (情報項目の追加)

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定健診・特定保健指導
委託先	東京都国民健康保険団体連合会
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	《委託先に提供する項目》 【新宿区特定健康診査受診者、 <b>人間ドック等結果提出者</b> に係る情報項目】 健診結果、問診結果、保健指導結果及び別紙2のとおり (区実施の健康診査受診者の情報については平成19年度第7回本審議会で了 承済)
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的媒体(特定健診等データ管理システム)
委託理由	東京都において国民健康保険事業を実施している区市町村並びに国民健康 保険組合の保険者すべてが加入している国保連に委託し、共通する事務を一 元的に共同処理することにより、医療保険者として事務処理の合理化及び効 率化が図られるため。また新宿区特定健康診査受診者だけでなく人間ドック 等の結果を提出した者についても同様の処理が必要なため。
委託の内容	・特定健康診査・特定保健指導のデータ管理及び分析 ・特定保健指導に係る費用決済
委託の開始時期及び期限	平成20年4月から(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ul> <li>1 契約にあたり、「特記事項(別紙1)」を付す。</li> <li>2 必要に応じて区職員が立ち入り調査を実施し、取扱い状況を確認する。</li> <li>3 「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティ規則・対策基準」に基づき、個人情報保護管理を徹底する。</li> <li>4 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。</li> </ul>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ul> <li>取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。</li> <li>「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規定」の遵守を徹底させる。</li> <li>個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。</li> </ul>

## 件名 特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務の委託について (情報項目の追加)

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定保健指導・非肥満保健指導
委託先	株式会社 法研(プライバシーマーク及び ISO27001 取得済み)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	【要保健指導と判断する者に係る情報項目】 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所、電話番号、保険証記号番号、 人間ドック等結果、特定健康診査の受診結果(問診結果、身体測定結果、 検査結果、医師判定、健康診査実施機関の番号及び名称、受診年月日)、 受診券番号、特定健康診査受診券整理番号、 特定保健指導及び非肥満保健指導利用券整理番号、 特定保健指導利用券及び非肥満保健指導利用券の有効期限、 過去の特定健康診査・特定保健指導・非肥満保健指導の利用状況(利用歴及 び結果) (特定健康診査受診者については平成24年度第7回本審議会で了承済み)
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的媒体(システム、CD-R)及び紙
委託理由	国が特定保健指導の実施にあたっては、多くの対象者に確実に実施できるように、また、良質なサービスが低廉に確保するように民間事業者への委託を推奨している。新宿区においても、要保健指導と判断する者の増加、受託先医療機関の減少により、保健指導を十分に実施できる体制を確保し、区民の利便性の拡大(平日夜間・休日)やプログラムの充実を図る必要があるため。
委託の内容	1 特定健康診査を受診し又は人間ドック等結果を提出し、保健指導を必要と区が判断した対象者に対し、保健指導の実施及び保健指導への利用勧奨を行う。 2 保健指導の実施方法は、面接相談、電話相談、手紙、上記委託先所管のインターネットサイトを利用した相談(個人ID及びパスワードを、保健指導を受ける者(希望者)に発行し、当該希望者が自ら住所、氏名、性別、生年月日、メールアドレス、身長、体重、食事・運動内容を記録することにより行うもの)により行う。 3 利用勧奨の実施方法は、対象者に対して「利用案内」及び「健康診査の受診結果」の印字、送付及び電話勧奨により行う。 4 保健指導及び利用勧奨の実施の結果については、電磁的に作成し、当該作成したものにより区へ報告する。
委託の開始時期及び期限	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情 報保護対策	1 契約にあたり、「特記事項(別紙3及び4)」を付す。 2 委託にあたり区が上記委託先に提供した情報は、契約期間終了後、廃棄 の上、当該廃棄証明書を提出させる。 3 定期的な立ち入り調査を実施し、当該業務に係る取扱い状況を確認する。 4 記録媒体の取り扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを 施し、利用者制限を設ける。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ul> <li>取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。</li> <li>提供された情報は、施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。</li> <li>区が提供し、取得した情報の運搬には簡易書留などを利用、鍵付ケースに入れ複数で運搬するなどの措置を講じさせる。</li> <li>上記1及び2については、「仕様書」に明記する。</li> <li>記録媒体の取り扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを施し、利用者制限を設ける。</li> </ul>

## <u>件名</u>特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨業務に係る電子データ 化業務の再委託について(情報項目の追加)

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	特定保健指導及び非肥満保健指導
委託先 (再委託先)	特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨の委託に係る受託業者 が契約するデータ入力機関
委託(再委託)に伴い事 業者に処理させる情報項 目(だれの、どのような 項目か)	【要保健指導と判断する者に係る情報項目】 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、連絡先(住所、電話番号)、 保険証記号番号、 <b>人間ドック等結果</b> 、 特定健康診査の受診結果(問診結果、身体測定結果、検査結果、医師判定、 健康診査実施機関の番号及び名称、受診年月日)、受診券番号、 特定健康診査受診券整理番号、 特定保健指導及び非肥満保健指導利用券整理番号、 特定保健指導利用券及び非肥満保健指導利用券の有効期限、 過去の特定健康診査・特定保健指導・非肥満保健指導の利用状況(利用歴及 び結果) (特定健康診査受診者については平成24年度第7回本審議会で了承済み)
処理させる情報項目の記 録媒体	電磁的媒体(システム、CD-R)及び紙
委託(再委託)理由	前記「保健指導及び利用勧奨業務」に係る委託内容のとおり、受託事業者は、保健指導及び利用勧奨の実施の結果を電磁的に作成し、区へ報告することになる。ただし、当該報告に係る業務のうち、データ化業務には、専門的、技術的ノウハウが必要である場合がある。このため、当該データ化業務について再委託することとする。
委託 (再委託) の内容	利用勧奨業務における実施結果、特定保健指導及び非肥満保健指導の実施 結果(初回面接実施時、継続支援実施時、最終評価実施時)を区が指定する 様式に基づき電子データとして作成し、提出する。
委託 (再委託) の開始時 期及び期限	平成25年4月1日から(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託 (再委託) にあたり 区が行う情報保護対策	<ul><li>1 上記受託業者との契約にあたり、「特記事項(別紙3及び4)」を付す。</li><li>2 必要に応じて区職員が立ち入り調査を実施し、取扱い状況を確認する。</li><li>3 記録媒体の取り扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを施し、利用者制限を設ける。</li></ul>
再委託の受託事業者に行 わせる情報保護対策	<ul><li>1 受託事業者は、「プライバシーマーク」を取得し、個人情報保護マネージメント体制を確立した上で業務を遂行する。</li><li>2 記録媒体の取り扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを施し、利用者制限を設ける。</li></ul>

#### 記録項目

国保記号番号、生年月日、性別、整理番号、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、漢字住所、漢字方書、電話番号、住所地特例フラグ、資格証区分、マル学・マル遠区分、資格取得事由、資格取得年月日、資格喪失事由、資格喪失年月日、資格喪失届出日、保険証回収日、旧国保記号番号、旧住民番号、旧記号番号有効日、

## 特記事項

#### (基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

#### (秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

#### (適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

#### (本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

#### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

#### (持ち出しの禁止)

6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。た だし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

#### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、 若しくは使用させてはならない。

#### (適正な管理)

8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

#### (複写等の禁止)

9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの(以下「再委託先」という。) に対し

- て、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
- ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的 に利用してはならないこと。
- イ 新宿区個人情報保護条例(平成17年新宿区条例第5号)第43条(個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪)、第44条(不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪)の罰則の適用があること。
- 12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。
- 13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

#### (資料等の返還等)

- 14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成 した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子 計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### (個人情報を取り扱う従事者の指定)

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### (業務に関する報告)

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。 (**監査**)

18 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### (従事者に対する教育)

19 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### (事故発生時等における報告)

20 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (公表)

21 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

#### (損害の賠償)

22 乙は、第1項から第20項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 特記事項

#### (基本的事項)

1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

#### (甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
  - (1) 甲 新宿区の実施機関
    - ※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、 新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。
  - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
  - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

#### (秘密の保持)

3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

#### (適正収集)

4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

#### (本人収集及び利用目的の明示)

5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、 本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

#### (収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

#### (持ち出しの禁止)

7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

#### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

#### (適正な管理)

9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

#### (複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

- 12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### (個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

#### (業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

## (監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### (従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### (事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (甲の報告要求、調査及び指導)

19 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

#### (公表)

20 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

#### (損害の賠償)

21 丙は、第1項及び第3項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙 又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。